

フェロー推薦基準及び選考方法に関する内規

1999年10月5日理事会承認
2002年12月10日理事会変更
2007年1月9日理事会変更
2011年3月29日理事会変更
2013年3月26日理事会一部変更
2019年3月26日理事会一部変更

1. 推薦基準

- (1) 候補者の基本条件(原則として)
フェロー制度に関する規定第2条の候補資格に該当し、現在も活動している会員(年齢制限は特に設けないものとする)。
- (2) 候補者の主たる貢献を評価する分野は次の何れかが満たされていれば良いこととする。
 - ① 学術的業績による貢献を主として評価する分野(大学・研究所等の会員)
 - ② 技術的業績による貢献を主として評価する分野(企業、特に現業部門の会員)
 - ③ 上記①②にまたがる分野
 - ④ 本会における活動を評価する分野
 - ⑤ 上記各項に分類出来ない分野、あるいは総合的な業績

2. 候補者・推薦者について

- (1) 正員3名(内2名はフェローとする)からの推薦は、必ず候補者と異なる機関の推薦者を1名以上加えることとする。
- (2) 本会組織からの推薦は、①支部・部門、②部会・センターなどによる。
- (3) 所定の推薦用紙に必要事項を記入し、毎年9月末日までに申請する。

3. フェロー選考委員会

- (1) フェロー候補者を選考するためにフェロー選考委員会を理事会の直属機関として設ける。
フェロー選考委員会は次の者をもって構成する。
 - ① 委員長 1名(副会長 兼務)
 - ② 副委員長 1名(庶務理事兼務)
 - ③ 委員 10名以内(委員長の指名による正員の中から、フェローを過半数とする)
- (2) 委員会は委員の三分の二以上の出席がなければ開くことが出来ない。
- (3) 委員会における候補者の決定は出席委員の四分の三以上の賛成を要する。
- (4) 選考の経過並びに内容については公表しない。
- (5) フェロー選考委員会において作成した候補者案は理事会に提出して承認を受けなければならない。

4. 認定の数

フェローの認定者数は全正員の3～5%を目処とする。

5. 本会組織推薦について

- (1) 推薦数：2。(2) ①, ②における本会組織からのフェロー候補推薦にあたって、①の支部・部門についてはあらかじめ理事会にて決定した推薦数を配分し、本会組織推薦とする。②の部会・センターなどからの推薦については、それぞれ若干名(1～2名)を本会組織推薦とする。
- (2) 推薦数の総数：組織推薦の総数は当該年度の正員数、フェロー数、フェローの年齢構成などを勘案し、庶務理事会で決定する。
- (3) 推薦数の配分：(2)の総数を①支部においては所属会員数(2月末時点)から、②部門においては第1位から第3位までの部門登録会員数(2月末時点)から、庶務理事会で決定する。
- (4) 選考委員会における本会組織推薦の取扱い：(1)の推薦数に基づき推薦のあったフェロー候補について、フェロー選考委員会は、これを十分に尊重し審査するものとする。

付則

1. この内規は理事会の承認を得た日から施行する。
2. この内規は理事会の承認を得て改正することが出来る。
3. 5(2)の推薦数の総数は、正員数×4%÷20(年)を目安とする。